

平成23年度水防月間実施概要

1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

2. 期間

平成23年5月1日（日）から平成23年5月31日（火）まで
（北海道にあっては、平成23年6月1日（水）から平成23年6月30日（木）まで）

3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

4. 後援

防衛省、警察庁、総務省消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本放送協会、（社）日本新聞協会、（社）日本民間放送連盟、日本赤十字社

5. 協賛

全国水防管理団体連合会、（社）日本河川協会、全国治水期成同盟会連合会、（社）建設広報協議会、（社）全国海岸協会、（社）全国防災協会、（財）河川情報センター、全国建設弘済協議会

6. 運動のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

7. 月間の重点

（1）水防の重要性の普及のための広報活動等の推進

※ 特に、避難場所、重要水防箇所の周知

（2）水防体制の強化

※ 特に、重要水防箇所の周知徹底

（3）河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※ 特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

8. 実施概要

水防管理団体、河川管理者及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

I 水防の重要性の普及のための広報活動等の推進

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ及びインターネット等を活用した広報活動等
- (2) 水防に関する講演会、研修会等の実施
- (3) 避難場所、重要水防箇所の周知等
- (4) 水防団員の確保及び所属する事業所に対する協力依頼
- (5) 水防功労者の表彰

II 水防体制の強化

- (1) 水防工法の知識の取得と技術の体得のための水防訓練の実施
- (2) 洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）への到達情報の通知及び周知等の情報伝達演習等による迅速かつ確実な情報伝達体制の確保
- (3) 水防資器材の点検、整備
- (4) 重要水防箇所の周知徹底等
- (5) 水防研修等の充実

III 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めるとともに、河川管理者においては、一層厳重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、

- (1) 危険と思われる河川管理施設における補強工事等
- (2) 許可工作物の施設管理者に対する適切な指導監督
- (3) 堤防、護岸等について施設の状態の確認及び厳重な警戒
- (4) 堰、水門、樋門、閘門等の重点的な点検を行うこと。